

江別市立江別第三中学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が継続的な課題となっています。身体的ないじめの他に、高度情報化社会の進展に伴うインターネットを使用した新たないじめなど、「いじめ」が複雑・多様化するとともに、痛ましい事件も後を絶たない状況になっています。

こうした中、これまで本校では、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条」に基づき、「江別市立江別第三中学校のいじめ防止基本方針」を策定・検証・改善を繰り返してきました。そして、令和4年度に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、道の「北海道いじめ防止基本方針」の改定を受けて、令和5年度に「江別市いじめ防止基本方針」が改定されたことから、本校の「いじめ防止基本方針」の構成を再整理し、策定いたしました。

この基本方針の下で、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進していきます。

いじめの防止のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（いじめ防止対策推進法第3条）

1. いじめ防止のための基本的な方針・理念

（1）「江別市立江別第三中学校いじめ防止基本方針」に以下のことを明記し、実行していきます

- ① いじめ防止のための基本的な方針
- ② いじめの定義と理解について
- ③ いじめ防止対策のための校内組織の設置について
- ④ 学校いじめ防止プログラムについて
- ⑤ 年間活動計画について
- ⑥ 未然防止に向けての取組について
- ⑦ 早期発見に向けての取組について
- ⑧ いじめへの対応について
- ⑨ 早期発見・事案対応マニュアルについて
- ⑩ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について
- ⑪ 重大事態への対処について
- ⑫ 重大事態対応フロー図

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体や生命に重大な危険を発生させるおそれがある。そのため、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、江別市の掲げる「豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進すること」を念頭に、基本の理念を、「江別第三中学校『いじめをしない・させない・許さない』学校づくりの基幹～全ての生徒が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことのできる学校～」としてその実現に向けて組織的に取り組みます。

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
(いじめ防止対策推進法第2条)

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- (2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- (5) いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例にはつぎのようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的配慮や被害生徒の意向を十分に配慮したうえで、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

3. いじめ防止対策のための校内組織の設置

校長のリーダーシップの下、全教職員で情報を共有する等「チーム学校」として、本校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための「いじめ防止対策委員会」を置くものとする。この委員会は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、該当学級担任、養護教諭によって構成し、必要に応じて委員会を開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを組織の構成員に位置付け、協力を依頼する。

【いじめ防止対策委員会の主な役割】

- (1) 学校基本方針に基づく学校いじめ防止プログラムの策定・検証・修正
- (2) 早期発見・事案対処マニュアルの策定・検証・修正
- (3) 学校いじめ防止対策組織の年間活動計画の策定・検証・修正
- (4) いじめの相談・通報の窓口
- (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- (6) いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

4. 学校いじめ防止プログラムについて は未然防止の取組、 は早期発見の取組

	教 職 員	生 徒	家庭・地域
4 月	・学校いじめ防止対策会議 いじめ防止基本方針のHP公開内容検討 生徒・保護者への基本方針の説明内容の検討 ・二者懇談（生徒情報の入手・確認） ・校内特別支援教育委員会開催 ・生徒理解（支援を要する生徒の確認） ・校内生徒指導委員会開催 ・生徒理解（生徒情報の交流と確認） ・職員会議 ・生徒情報の共有・確認（通年） ・HPの作成 学校いじめ防止基本方針掲載 ・授業参観日、学年・学級・個別懇談 ・コミュニケーション活動の推進（通年） ・学校ネットパトロール（毎週実施）	・学校いじめ防止基本方針の理解 ・学習及び生活の基礎づくり 学習規律 学習習慣 基本的な生活習慣等 ・いじめの相談窓口の周知 校内の窓口 「心のダイレクトメール」 子ども総合相談センター等 ・全国学力・学習状況調査の生徒質問紙	・教育説明会 学校いじめ防止基本方針の理解 インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ・「学校いじめ防止基本方針」のHPによる公開 学校いじめ防止基本方針のHP閲覧可能 ・市教委「心のダイレクトメール」配布 ・参観日個別懇談等での相談 ・家庭訪問での相談等 ・チェックリストの活用（通年） ・いじめに関わる情報収集（通年） ・自治会聞き取り調査（月1通年）
5 月	・校内研修（生徒情報の共有・確認） ・体育祭（自己有用感の育成） ・道教委調査 いじめの問題取組状況の調査① ・小中一貫合同研修による生徒理解	・体育祭（自己有用感） ・いじめ防止の学習（道徳・特別活動） ・Q-Uの実施	・学校運営委員会 いじめ防止策の提示・承認 ・PTAによるふれあいを目的とした活動開始（PTA事業）
6 月	・学校いじめ防止対策会議 いじめの把握のためのアンケート調査の集計・分析 ・校内研修 Q-Uの結果分析による生徒理解研修 ・道教委調査 いじめの把握のためのアンケート調査① いじめの問題への対応状況の調査①	・道教委調査 いじめの把握のためのアンケート調査 ・Q-Uの結果返却 ・人権標語への参加 ・情報モラル教室	・三稜地域連絡協議会会議① 方針確認・情報交流 ・相談窓口等の周知 ・Q-Uの結果返却

	教 職 員	生 徒	家庭・地域
7月	・教職員中間評価 ・授業参観日、学年・学級・個別懇談	・非行防止教室 ・生徒アンケート調査 生徒会主催「いじめを 考える集会」の取組	・指導教室の公開・参観の啓発 ・参観日個別懇談等での相談 ・保護者アンケート調査
8月	・学校いじめ防止対策会議 生徒・保護者アンケートの分析、指導の重点確認 ・校内研修 教育相談のあり方（スクールカウンセラー） ・教職員中間評価、生徒アンケート、保護者アンケート集計・分析・今後の方向性の結果確認 ・学校便りによる「自殺予防・いじめ未然防止」 に向けた啓発	・全国学力・学習状況 調査の個人票返却 ・学校便りによる「自殺予防・いじめ未然 防止」の啓発	・全国学力・学習状況調査の個人 票返却 ・学校便りによる「自殺予防・い じめ未然防止」の啓発
9月	・三稜祭活動における見取りの重視 ・道教委調査 いじめの問題への対応状況の調査②	・三稜祭活動	・学校運営委員会 教職員中間評価、生徒アンケー ト、保護者アンケート集計・分 析・今後の方向性の結果承認
10月	・学校便りによる前期の取組結果の公表 ・授業参観日、学年・学級・個別懇談	・人権に関する授業	・学校便りによる前期の取組状 況の把握 ・参観日個別懇談等での相談
11月	・学校いじめ防止対策会議 いじめの把握のためのアンケート調査集計・分析 ・小中学校ブロック研修による生徒理解 ・道教委調査 いじめの把握のためのアンケート調査② いじめの問題への対応状況の調査③ いじめ問題への取組状況の調査② ・教育相談・二者・三者懇談の実施	・道教委調査 いじめの把握のため のアンケート調査 ・教育相談による相談 ・Q-Uの実施 ・Q-Uの結果返却	・二者・三者懇談による相談
12月	・校内研修 生徒指導の危機管理に関わる研修② Q-U 結果 ・携帯電話教室の実施と公開 ・教職員年度末評価と年間の取組の反省	・生徒アンケート調査	・携帯電話の使用に係る教室の公 開・参観の啓発 ・保護者アンケート調査
1月	・職員会議 教職員年度末評価、生徒アンケート、 保護者アンケート集計・分析・検証 ・職員会議 次年度方針の確認	・えべつ中学生サミッ ト&いじめ根絶会議 への参加	・学校運営委員会 教職員評価、生徒アンケート、保 護者アンケート集計・分析・次年 度方針の承認
2月	・次年度の教育活動計画の作成及び学校いじめ防 止基本方針の見直し ・授業参観日、学年・学級・個別懇談	・自己肯定感を育成す る授業（道徳）	・三稜地域連絡協議会会議② 活動の反省と情報交流 ・参観日個別懇談等での相談
3月	・職員会議 次年度の教育活動計画の確認 生徒指導交流による生徒理解 ・年度末評価等の結果公表	・個別指導及び相談	・宝の山通信発行② ・年度末評価等の結果公表

5. 年間活動計画（具体策）について

実施時期	活動計画	活動内容
4月	○ 職員会議（運営組織・年間教育計画の確認）	・ 運営組織の確認
	○ 生徒指導委員会・学校いじめ防止対策会議	・ 生徒の実態把握・学校いじめ防止基本方針の内容確認、公表・説明内容確認
	○ 入学式・始業式 学校いじめ防止基本方針の配布	・ 全校生徒に学校いじめ防止基本方針を配布し、全家庭に基本方針を周知する。
	○ 学校いじめ防止方針のHP掲載	・ 学校を取り巻く全ての人が、学校いじめ防止基本方針を閲覧できるようにHPにPDF（書き換え防止）で掲載する。
	○ 学校教育説明会	・ 学校説明会で学校いじめ防止基本方針を配布し、周知する。（欠席家庭にも後日配布）
	○ 二者懇談（～〇月〇日）	・ 1・2年生全家庭を対象とし、保護者に来校してもらい、生徒の生育歴や現在の状況、保護者の考え方や学校の考え方を個別に懇談する。
	○ 校内特別支援教育委員会	・ 特別支援学級に在籍する生徒、在籍はしていないが特別な支援を要する生徒の状況や支援の内容等確認する。いじめ未然防止を確認する。
	○ 職員会議（5月の学校運営）	・ 指導部提案「生徒指導交流」にて、不登校等気になる生徒の情報を交流する。
	○ 授業参観日、学年・学級・個別懇談	・ 学年・学級懇談での情報提供し、個別懇談で情報収集を行う。
	○ 学級開き・学級組織づくり	・ 担任の学級経営方針、学校・学年・学級の学習の規則や生活の規則等を指導し、学習・生活の基盤をつくる。
	○ 教科オリエンテーション	・ 年間の学習の見通しを持たせ、教科特有の決まり事や学習に望む姿勢を培う。
	○ 全国学力・学習状況調査	・ 第3学年で実施する。
	○ 学校ネットパトロールの開始	・ 生徒指導主事を中心として、週1回を原則に実施する。
	○ コミュニケーション活動の開始	・ 授業以外の時間（学習準備・休憩・昼休み等）を活用し、生徒と教職員の対話によるコミュニケーションの充実を図るために実施する。
	○ いじめの相談窓口周知	・ 北海道教育委員会、石狩教育局、江別市教育委員会、人権擁護委員会等から送付される資料を生徒に配布し、必要があれば活用を促すとともに、家庭への周知を図る。
	○ 「心のダイレクトメール配布」	・ 江別市教育委員会から配布される「心のダイレクトメール」及び封筒を配布し、必要があれば活用を促すとともに、家庭への周知を図る。
	○ 自治会聞き取り調査開始	・ 月末の「学校便りの自治会配布」に伴い、配布先より生徒の校外生活の様子などの情報を提供して頂く。

実施時期		活動計画	活動内容
5月	○	学校運営委員会	・令和2年度学校経営及び運営、教育課程についての承認と学校いじめ防止基本方針の確認
	○	校内研修	・個別の支援計画や学級内で気にかかる生徒の状況及び対応方針を共通理解する。また、過去に生じた事案について、「解消か、否か」を確認し、実態を確認する。
	○	いじめ防止の学習	・いじめ防止を題材とした道徳の授業を実施する。具体的事例があり解決に当たる活動を行う際は、特別活動として取り扱う。
	○	Web Q-Uの実施	・入学・進級後の学級において、生徒の心理的な実態を把握する。
	○	体育祭練習での見取りの重視	・体育祭練習の活動を通して、生徒個々の状況や人間関係等について見取る。
	○	P T Aによるふれあいを目的とした活動開始	・P T Aの活動を通して、生徒の安全確保の状況や校外生活の様子の情報提供を頂く。
	○	体育祭	・体育祭の活動を通じて、自己有用感を育成するとともに、生徒個々の状態や人間関係の把握に努める。
	○	道教委調査 「いじめの問題取組状況の調査」①	・いじめについて取組状況を報告する。
6月	○	学校いじめ防止対策会議	・いじめの把握のためのアンケート調査を実施し、結果を集計・分析するとともに、事案については対応を策定し、実行する。
	○	校内研修	・Web Q-Uの結果分析による生徒理解研修を実施する。
	○	三稜地域連絡協議会会議①	・三稜地域連絡協議会会議を開催し、趣旨や活動内容を確認するとともに、江別第三中学校区内での児童生徒の活動について情報の交換を行う。
	○	人権標語への参加	・江別更生保護女性会 非行防止標語への参加により、人権に対する意識を高揚させる。
	○	Web Q-U結果返却	・Web Q-Uの結果を個人に返却し、改善に向けた助言を行うとともに、意欲喚起を促す。
	○	相談窓口の周知	・北海道教育委員会、石狩教育局、江別市教育委員会、人権擁護委員会等から送付される資料や学校便りに掲載し、生徒に配布する。必要があれば活用を促すとともに、家庭への周知を図る。
	○	道教委調査 「いじめの把握のためのアンケート調査①」 「いじめの問題への対応状況の調査」①	・「いじめの把握のためのアンケート調査」の集約結果や対応について、別紙調査用紙にて報告する。また、内容については、教職員で共通理解する。
	○	情報モラル教室と公開・参観の啓発	・情報モラル教室を開催し、外部人材を活用して、ネットモラルやネットを介したいじめの未然防止について指導して頂く。また、公開による保護者への啓発を行う。

実施時期		活動計画	活動内容
7月	○	教職員中間評価、生徒アンケート、保護者アンケートの実施	・4ヶ月間の取組に対しての職員による中間評価、生徒・保護者へのアンケート調査の配布・回収を行い、成果と課題を確認する。
	○	非行防止教室と公開・参観の啓発	・非行防止教室を開催し、江別署の方から非行防止とともに、いじめの未然防止について指導して頂く。また、公開による保護者への啓発を行う。
	○	「いじめを考える」集会	・全校生徒でいじめ防止標語に取り組むなど、生徒会を中心にいじめ問題を考え、いじめの未然防止に努める。
	○	参観日・学年学級懇談・個別懇談	・学年・学級懇談での情報提供し、個別懇談で情報収集を行う。
8月	○	学校いじめ防止対策会議	・生徒・保護者アンケートの分析、今後の指導の重点や手立ての確認をする。
	○	校内研修	・スクールカウンセラーによる「教育相談のあり方」についての研修を行い、職能の向上につなげる。
	○	教職員中間評価・生徒アンケート・保護者アンケートの集計・分析・今後の方向性を確認	・教職員中間評価・生徒アンケート・保護者アンケートの集約結果から、成果や課題を分析し、後半の活動の重点や改善策について決定する。
	○	学校便りによる「自殺予防・いじめ未然防止」に向けた啓発	・学校便りに「自殺予防・いじめの未然防止」に関する資料を掲載し、生徒・保護者への啓発を行う。
	○	全国学力・学習状況調査の個人票返却	・3年生に対し、全国学力・学習状況調査の結果個人票を配布し、生活等の改善を促すとともに、いじめ等について再度指導する。
9月	○	学校運営委員会	・教職員中間評価・生徒アンケート・保護者アンケートの踏まえた成果や課題から得た、後半の活動の重点や改善策について承認を頂く。
	○	三稜祭活動における見取りの重視	・三稜祭活動を通して、生徒個々の状況や人間関係等について見取る。
	○	三稜祭	・三稜祭の活動を通じて、自己有用感を育成するとともに、生徒個々の状態や人間関係の把握に努める。
	○	道教委調査 「いじめ問題への対応状況の調査②」	・いじめについて取組状況を報告する。
10月	○	学校便りによる前期の取組結果公表	・学校便りに掲載し、周知を図る。
	○	人権に関する授業（道徳）	・人権に関する道徳の授業を実施し、啓発に努める。
	○	参観日・学年学級懇談・個別懇談	・学年・学級懇談での情報提供し、個別懇談で情報収集を行う。

実施時期		活動計画	活動内容
11月	○	小中ブロック研修による生徒理解	・校区小学校との情報交流により、より深く生徒の実態について情報共有する。
	○	道教委調査 「いじめの把握のためのアンケート調査②」 「いじめ問題への対応状況の調査③」 「いじめ問題への取組状況の調査②」	・「いじめの把握のためのアンケート調査」の集約結果や対応について、別紙調査用紙にて報告する。また、内容については、教職員で共通理解するとともに、いじめについて取組状況を報告する。
	○	Web Q-Uの実施	・学級において、生徒の心理的な実態の変化を把握する。
	○	教育相談の実施	・教育相談を実施し、個別相談・指導の機会とする。
	○	二者・三者懇談	・二者・三者懇談を実施し、個別相談・情報の共有を行うとともに、協力体制校地の場、生徒への指導の機会とする。
	○		
12月	○	校内研修	・生徒指導の危機管理に関わる研修を行うとともに、hyper Q-Uの結果を基にした、生徒理解、指導方法の工夫改善を行う。
	○	教職員年度末評価、生徒アンケート、保護者アンケートの実施	・年間の取組に対しての職員による年度末評価、生徒・保護者へのアンケート調査の配布・回収を行い、成果と課題を確認する。
1月	○	えべつ中学生サミット&いじめ根絶会議参加	・生徒会役員の参加によって問題意識を共有する。
	○	職員会議	・教職員年度末評価・生徒アンケート・保護者アンケートの集約結果から、成果や課題を分析し、次年度の重点や改善策について検討する。
	○	Web Q-Uの結果返却	・Web Q-Uの結果を個人に返却し、改善に向けた助言を行うとともに、意欲喚起を促す。
	○	自己有用感を育成する授業（道徳）	・自己有用感につながる道徳の授業を行い、啓発する。
	○	次年度方針の作成	・年度末反省に基づく、次年度の方向性を作成する。
	○	学校運営委員会	・次年度の学校経営方針等の承認を受ける。
	○	職員会議	・次年度の学校経営方針について周知する。
2月	○	次年度の教育活動計画の作成及び学校いじめ防止基本方針の見直し	・次年度学校経営方針に基づく、教育計画の作成及び学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。
	○	1，2年授業参観日・学年・学級・個別懇談	・学級懇談、個別懇談で情報収集を行う。
	○	三稜地域連絡協議会会議②	・自治会からの情報を基に校区内での児童生徒の活動について情報の交換を行う。
	○	自己肯定感を育成する授業	・自己肯定感につながる道徳の授業を行い、啓発する。
3月	○	次年度の教育活動計画の確認	・次年度の教育活動計画を確認し、共有する。
	○	宝の山通信発行	・地域情報の提供や学校の取組の広報活動を図る。
	○	年度末評価等の結果公表	・学校便りにより、年度末評価等の結果の周知に努める。

6. 未然防止に向けての取組について

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象に、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめに向かわせない未然防止に

取り組む。

- (2) 未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 生徒に対して、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めるとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- (4) 教職員においても生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。特に特に配慮が必要な、多様な背景（発達障害、健康課題等）を持つ生徒や支援を要する家庭状況（経済的困難や家庭での過重な負担等）にある生徒、性的マイノリティの当事者であるの生徒等については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえたプライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ・ 豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- ・ いじめゼロを目指した生徒会活動
- ・ 自己有用感を高める学校行事、生徒会活動、部活動
- ・ 教職員の資質能力の向上を目指し全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修の取組を促進する。

7. 早期発見に向けての取組について

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。
- (2) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、生徒が助けを求めやすい環境を整備するとともに、道徳の授業を中心として、教育活動全体で援助希求的態度の育成に努める。
- (4) 生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気づく力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、生徒の心情に寄り添った迅速な対応を徹底する。

【主な取組】

- ・ いじめアンケートの実施・関係生徒に対する個人面談
- ・ 教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

- ・ 日常的な生徒の看取り（授業中・休み時間・部活動等）をしっかり行い、教職員間や保護者との情報共有を図る。
- ・ 生徒の変化について、気付いたことを職員会議等において教職員全体で共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ・ 地域や関係機関との定期的な連携
- ・ P T A活動を通じた家庭との連携啓発活動

8. いじめへの対応について

- （１）いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、被害生徒を守り通す。
- （２）加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- （３）いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- （４）傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- （５）いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- （６）いじめられている生徒の心の傷を癒すために養護教諭やスクールカウンセラーやと連携を取りながら、指導を行っていく。
- （７）いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の進学や進級、転学の際には、生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

9. 早期発見・事案対応マニュアルについて

- （１）「早期発見・事案対応マニュアル」の具体的については、別途定める。
- （２）「早期発見・事案対応マニュアル」は例年３月に見直し、４月に活用できるようにする。
- （３）「早期発見・事案対応マニュアル」については、公開しないが、被害生徒の保護を最優先に取り組む。

10. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について

- （１）インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- （２）教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

- ・ 外部講師を活用した情報モラル教室の実施
- ・ ネットパトロールの実施

- ・ネットマナーの向上を目指した啓発活動
- ・ネット利用ルールづくりと啓発活動
- ・学年懇談や学級懇談などで事例を活用し、保護者の協力を啓発する。

11. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)

- ① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- ② 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

② 重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

12. 重大事態対処フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ防止対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

- ・ いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- ・ 教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・ 調査組織は「いじめ防止対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・ これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

○ 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力